

公益財団法人犯罪被害救援基金 奨学規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人犯罪被害救援基金定款第4条第1項及び第46条第4項に基づき、奨学生（3歳以上の幼児を含む。）の採用並びに奨学金及び学用品費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

第2条 この法人の定款第4条第1項第1号の事業の対象となる者（以下「奨学生」という。）は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第3項に規定する犯罪被害者（同法第6条の規定により犯罪被害者等給付金の全部を支給されない場合を除く。）のうち、当該犯罪被害により死亡し若しくは同法施行規則別表で第1級から第4級までの等級に掲げる身体上の障害を受けた者又はこれと同様の事情にあった者及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第2条第3項に規定する国外犯罪被害者（同法第6条の規定により国外犯罪被害弔慰金等を支給されない場合を除く。）（以下「被害者」という。）の子、孫、弟妹等（当該犯罪被害発生当時、当該被害者の収入によって生計を維持していなかった者及び日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。以下同じ。）で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）又は第125条に規定する専修学校のうち専門課程若しくは高等課程に在学し、学業、人物ともに優秀で且つ学資の支弁が困難と認められる者とする。

2 前項の規定は、諸外国の大学又は大学院への留学について準用する。

3 被害者の子、孫、弟妹等のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第25号）第2条第6項に規定する認定子ども園及び同条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園を含む。）及び同法第59条の2の規定により都道府県知事に届け出た施設（これに準ずる施設を含む。）並びに学校教育法に規定する幼稚園（以下「幼稚園等」という。）に在所又は在園（以下「在園等」という。）する3歳以上の幼児（児童福祉法第34条の15に規定する家庭的保育事業等の対象である3歳以上の幼児を含む。）であって学資の支弁が困難と認められる者について、定款第4条第1項第1号の事業の対象とする。

(奨学金等の額及び給与始期等)

第 3 条 奨学生に給与する奨学金又は学用品費のうち月毎に給与するもの（以下「奨学金等」という。）の額は、次のとおりとする。

(1) 大学、大学院、高等学校専攻科、高等専門学校4年以上の学年又は専修学校専門課程に在学する奨学生 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額

ア 国立又は公立の学校に在学する者 月額 30,000円

イ 私立の学校に在学する者 月額 35,000円

(2) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校3年以下の学年又は専修学校高等課程に在学する奨学生及び特別支援学校高等部に在学する奨学生 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額

ア 国立又は公立の学校に在学する者 月額 17,000円

イ 私立の学校に在学する者 月額 25,000円

(3) 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部に在学する奨学生 月額 12,000円

(4) 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校小学部に在学する奨学生
月額 10,000円

(5) 幼稚園等に在園等する3歳以上の奨学生 月額 10,000円

(6) 諸外国の大学又は大学院に在学する奨学生 次に掲げる地域に応じ、それぞれ次に掲げる金額（各地域については別表国家公務員旅費規程に定める地域のとおり。）

指定都市 月額 100,000円

甲地方 月額 60,000円

乙地方 月額 50,000円

丙地方 月額 40,000円

2 奨学生に給与する奨学金又は学用品費のうち一時金として給与するもの（以下「一時金」という。）の額は、次のとおりとする。

(1) 大学、大学院、専修学校専門課程に入学した奨学生又は高等学校専攻科、高等専門学校4年生に進級した奨学生 200,000円

(2) 高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校又は専修学校高等課程及び特別支援学校高等部に入学した奨学生 50,000円

(3) 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程又は特別支援学校中学部に入学した奨学生 50,000円

(4) 小学校、義務教育学校前期課程又は特別支援学校小学部に入学した奨学生
80,000円

- (5) 幼稚園等に入所若しくは入園（以下「入園等」という。）又は入園等する3歳以上の奨学生 50,000円
- (6) 諸外国の大学又は大学院に入学した奨学生 300,000円

3 奨学生に給与する奨学金又は学用品費の給与始期は、奨学生として採用された会計年度の当該年度開始の月（奨学生が、奨学生として採用された会計年度の当該年度開始の月の後に行われた犯罪行為によって被害を受けた被害者の子、孫、弟妹等である場合は、当該犯罪被害発生年月）とし、奨学金等の給与期間は、正規の最短修業期間とする。

第2章 奨学生選考委員会

(奨学生選考委員会の設置)

第4条 この法人に、定款第4条第1項第1号の事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会を置く。

2 奨学生選考委員会は、5人以上8人以下の委員をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。

4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が2人を超えて含まれることとなつてはならない。

5 委員のうち、委員のいずれか1人とその親族関係を有する者及びその他特殊の関係にある者の合計数は、委員現在数の3分の1を超えてはならない。

第3章 奨学生の採用と奨学金等の交付

(奨学生願書等の提出)

第5条 奨学生志望者は、在学・在園等証明書及び被害者の子、孫、弟妹等であることを証するに足りる書面を添えて、この法人あてに奨学生願書を提出するものとする。ただし、奨学生志望者が幼稚園等に在園等し又は小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校前期課程若しくは特別支援学校に在学する者である場合には、これらの書類の提出は、その者の父母その他その者を事実上保護している者（以下「保護者」という。）が行うものとする。

(奨学生の採用)

第 6 条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果を奨学生志望者（奨学生志望者が前条ただし書きの規定に該当する場合は、その保護者）に通知する。

（奨学金等又は一時金の交付）

第 7 条 奨学金等は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2月分以上の奨学金等を合わせ交付することができる。

2 一時金の交付は、一時金給与の対象となる幼稚園等に入園等し又は学校等に入学した後初めての奨学金等の交付と同時に行うものとする。

3 奨学金等又は一時金の交付は、大学、大学院、高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校又は専修学校の専門課程若しくは高等課程に在学する奨学生に対しては、奨学生又は保護者に送金して行うものとし、幼稚園等、小学校、義務教育学校、中学校、中等教育学校前期課程又は特別支援学校に在学する奨学生に対しては、その保護者に送金して行うものとする。

（学業成績及び生活状況の報告）

第 8 条 奨学生又は保護者は、毎年度末、学業成績表（幼稚園等を除く。）及び生活状況報告書をこの法人あてに提出しなければならない。

（異動届出）

第 9 条 奨学生又は保護者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちにその旨をこの法人に届け出なければならない。

（1） 進学、転学又は転園等したとき。

（2） 休学、休園等、復学、退学又は退園等したとき。

（3） 停学その他の処分を受けたとき。

（4） 保護者を変更したとき。

（5） 学生又は保護者の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

2 前項の届出は、その届出に係る事項を証するに足りる書面を添えて行うものとする。

（奨学金等の給与の停止）

第 10 条 奨学生が休学又は休園等したときは、奨学金等の給与を停止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認められるときは、奨学金等の給与を停止することができる。

(奨学金等の給与の復活)

第 1 1 条 前条の規定により奨学金等の給与を停止された者が、その理由が止み、そのことを証するに足りる書面を添えて願い出たときは、奨学金等の給与を復活することができる。

(奨学金等の給与の廃止)

第 1 2 条 奨学生の学業成績、生活状況等によりその者に引き続き奨学金等の給与を行うことが著しく適当でないと認められるときは、奨学生選考委員会の意見を徴して奨学金等の給与を廃止することができる。

(奨学金等の給与の辞退)

第 1 3 条 奨学生又は保護者は、いつでも奨学金等の給与の辞退を申し出ることができる。

(死亡の届出)

第 1 4 条 奨学生が死亡したときは、父母、兄弟又はこれに代わる者は、直ちにその旨を基金に届け出なければならない。

第 4 章 奨学生の指導

(奨学生の指導等)

第 1 5 条 奨学生に対する生活の指導及び相談は、その者の学業成績、生活状況等に応ずる適切な方法により行うものとする。

第 5 章 補則

(実施細目)

第 1 6 条 この規程の実施について必要な事項は、別に理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、平成 23 年 6 月 22 日から施行する。
- 2 公益財団法人犯罪被害救援基金の奨学事業に関し、すでに処理された事務で、この規程に係るものについては、この規程によって処理されたものとみなす。

附則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成30年5月29日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表

国家公務員旅費規程に定める地域

地区	地域名・都市名
指定都市	アビジャン、アブダビ、クウェート、サンフランシスコ、シンガポール、ジッダ、ジュネーブ、ニューヨーク、パリ、モスクワ、リヤド、ロサンゼルス、ロンドン、ワシントン
甲地方	<p>北米、欧州、中近東（アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く）</p> <p>【主な都市】アムステルダム、アンカレッジ、ウィーン、ヴァンクーバー、エルサレム、コペンハーゲン、シアトル、シカゴ、チューリッヒ、トロント、ニューオーリンズ、ハンブルク、フランクフルト、ブラッセル、ホノルル、ボストン、マドリッド、モントリオール、ローマ</p>
乙地方	<p>指定都市、甲地方、丙地方以外の地域</p> <p>【主な都市】ウェリントン、クアラルンプール、サンクトペテルブルグ、シドニー、ジャカルタ、ソウル、ソフィア、タシケント、バンコク、プラハ、ブダペスト、マニラ、メルボルン、ヤンゴン</p>
丙地方	<p>アジア（インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港を除く）、中南米、アフリカ</p> <p>【主な都市】カイロ、ケープタウン、サンパウロ、上海、台北、ナイロビ、ブエノスアイレス、北京、メキシコシティ、リオデジャネイロ、リマ</p>

※地区の区分は「国家公務員等の旅費に関する法律」（昭和25年法律第114号）及び「国家公務員等の旅費支給規程」（昭和25年大蔵省令第45号）による。